

第2 検討部会 会議録

会議の名称	第19回 第2 検討部会
開催日時	平成20年 5月27日(火) 18時00分から 21時00分
開催場所	川口市職員会館 3階 会議室
出席者	(部会長) 平副委員長 (委員) 小川委員、永瀬委員、立石委員、石井(邦)委員、高橋委員、河合委員、吉田委員
会議内容	・ 第4回運営調整部会の報告 ・ 編集委員会及び広報・PIチームからの宿題の検討 ・ 次回までに委員の皆様をお願いしたい事項
会議資料	「第19回検討部会」、「第4回運営調整部会」、「当面の進め方について」、「編集委員会からの宿題」、「各部会の提案による条例項目案 比較表」、「各部会における小項目案一覧表」、「広報・PIチームからの提案」、「議事録(案)」
発言内容	<p>・ 第4回運営調整部会の報告 専門委員会の検討状況 <編集委員会> (石井(邦)委員より報告) ・ 編集委員会では各部会から出た報告書の内容を一字一句削らないで共通の大項目の枠組みに入れる整理をした。事務局作成のものをベースに、各部会の担当者が自分で各部会のものを整理した。各部会のテーマがあるので、全く同じようにはならない。各部会の特徴が出たものとなっている。</p> <p><広報・PIチーム> (永瀬委員より報告) (広報・PIチームの検討状況) ・ 広報とPIで実施する内容の提案について運営調整部会ではさまざま指摘をうけた。数ある提案の中で何を優先するのかを運営調整部会では聞かれた。また、PIでは誰が説明して何を答えるかという点も聞かれた。</p> <p>(広報の具体的内容) ・ 広報かわぐちは7月に5分の1ページの枠を頂けることとなった。 ・ 町会自治会を通じた広報は、問題が多く。町会関係の会議での説明や、回覧用チラシ作成はなんとかできるかもしれないが、公民館、町会の広報媒体を活用した広報はペンディングとなった。マンション住民への広報は、750管理組合に対してパートナーステーションが対応しているとのことである。 ・ また、策定委員会のチャネルの活用、キャッチコピー、ポスター作成、イベント活用はペンディングとしている。</p> <p>(PIの具体的内容) ・ 素案ができた時点で説明は委員の中でやらざるを得ないと考えている。</p>

- ・アンケートは費用面等からペンディングとしている。
- ・子供又は親へのPIは、協力してくれる学校があれば、というスタンスだ。

<今後の条例策定の流れ>

- 6月20日までに各部会で、部会提案内容の絞込み、文章化を実施する。
- 6月26日から7月中までの編集委員会で、第1～第5の条例項目案の一元化を行い、素案を作成する。
- 7月中の運営調整部会で素案を承認する。
- 承認された素案が部会に戻され、各部会から意見が提出される。

・編集委員会及び広報・PIチームからの宿題の検討

<編集委員会からの宿題の検討>

(1 条例の名称と理念)

- ・総合計画で募集した「川口のキーワード」との整合を図ったほうが良いのではないか。

結論

- ・すぐに答えの出る論点ではないため、各自で考えて、次回の部会で検討することとする。

(3-2 特に条例に盛り込むべき「川口らしさ」について)

- ・協働がテーマになっていることが川口らしさではないか。基本に戻って協働で自治を実現するということが随所で行われてくればそれが川口らしさとなるのではないか。自治の実現の仕方が川口らしさである。そういう意味では協働は大項目になっても良いのではないか。
- ・川口らしさとは、条例によって目指す政策的な方向をさしているのか、地勢的なものをさすのか。
- ・前文に歴史的なものを出せる。そこに川口らしさが出てくる。しかし、このままでは、その後は平凡な自治基本条例となりかねない。
- ・川口の特色的なものと条例の中にある特性とは分けて考えなければならない。
- ・第一部会が、前文で特色的なものを出してくれるのではないかと。
- ・結論としては、川口の特性、川口を目指すべき自治の姿・方向（ビジョンと手段）を入れる。
- ・協働がなくなりつつある。そのなくなりつつあるものを取りもどすことが必要だ。協働で人のことまでも考えて、助け合うことができるということと盛り込まれることが原点ではないか。

- ・川口らしさの具体的な中身は何か。協働か？この点は、理念とも関連する。川口らしさの中身として何に力点を置くことが重要化。
- ・外国人が多いので、そういう人たちも一緒になって街づくりをするという視点が必要だ。
- ・自治組織の活動の活性化というのが特性ではないか。自治会等の組織を基盤にして活動すると良いのではないか。まさに川口らしさが含まれる部分であると思う。
- ・中身は「協働」、「多様な人が助けあう」、「自治組織の活性化」ではないか。
- ・町会は協働の基本となる組織だ。町会を活発化すると、協働が活発になるという順序がある。もう一度協働というものを中心に考えたらよいのではないか。
- ・条例策定が時間に追われているときに、よりどころとなる理念が必要である。
- ・平均年齢が若い町なので、青少年についても入れていただきたい。「若い人たち、子供もいさせる町」、「ずっと住みたい町」。
- ・若い人が助け合う町というのが必要だ。
- ・外国人も含めて町を作っていこう、ということを経営に含めることは統計上外国人が多いので川口らしさとなる。協働においては、川口での自治会の活発さと絡めた協働ということを経営に含めると川口らしさとなる。青少年についても、川口らしさを示すための理由が必要ではないか。
- ・現状ベースとこれからやることベースの整理が必要。自治会はすでに行われてきたもの。青少年は、平均年齢が若いという事実があるので、その部分が活発になると良いという願いをこめて入れるとよいのではないか。

結論

- ・他自治体に比べ活動が活発な町内会が今後も協働のパートナーであること。さらに、町内会は今後も進化し続けるものであること。
- ・他自治体に比べ人口比率が高い若年層と外国人が将来的な協働のパートナーであること。

(3-3 比較表に不足している(もれている)項目の検討)

- ・司法の部分が無いのではないか。財政(協働との関係での「財政」)の部分が無いのではないか。協働や市民活動の財源としての寄付を行えることが必要ではないか。ニセコ市は寄付をしている。色々なところで寄付を募ることができるのではないか。この2つの観点が抜けている。
- ・市からお金をもらう必要があるという考え方もあるが、緑の街づくり協議会では、材料は市が提供し、作業は市民が行う。モノを提供する等いろいろな形の支援がある。

- ・活動基金設置の項目が必要ではないか。ニセコのように。
- ・監査（条例の適正運用の検証）の役割を入れる必要があるのではないかと。議会や市長の活動の実態を独立してみる監査が必要なのではないかと。
- ・議会や市長は選挙が監査の代用となっているのではないかと。
- ・オンブズマンの評価では、実態を正確に把握していないケースがある。外部監査のほうがより正確ではないかと。また、市民が市政に関心を持つようになれば、それが監査に値するものとなるのではないかと。
- ・機構として考えた上で考慮すると良いのではないかと。具体的な提言、建設的な意見として出すことができればよいのではないかと。
- ・総合計画は大項目でお願いしたい。長期的なものはきちんと大きな項目で考えるべきではないかと。いくつかの項目は自治基本条例に落としておいて、そこから総合計画を策定するべきではないかと。
- ・住民提案制度を取り入れている自治体がある。政策を検討してくれとの提案ができる制度がある。従来は要望や請願といった方法もあったが、市民が行政に要望する。
- ・市長と議会に対して睨みを利かせること。
- ・夕張については、知らされなかった・知らなかった住民がいた。
- ・監視機構より、まずは市民意識を上げたほうが良い。そのために自治基本条例を作っているのではないかと。

結論

- ・特に抜け漏れ項目はない。

（４ 条例の形式について）

- 語尾について

- ・「ですます」調だとあいまいな部分が出てくる。あいまいなものを避けるために「である」調にならざるを得ない。
- ・「ですます」調の方が親しみを感じる。
- ・前文だけ「ですます」調で条文は「である」調にすることもできる。
- ・いけるところまで「ですます」調でいけばよいのではないかと。「である」調にはすぐに変えられる。
- ・学生も読むことが想定されるので、わかりやすくしたほうがよい。
- ・わかりやすくすることで川口らしさが出てくるのではないかと。
- ・草加がすでに「ですます」調で行っており、川口らしさにつながるかは疑問だ。
- ・「ですます」調だと「宣言」をしている印象がある、それが法律にあったものかという点がひっかかる。
- ・個別の手続き的なところは、個別の条例がある。自治基本条例は広く市民に理解してもらう必要があるので親しみやすい「ですます調」でよいの

ではないか。

結論

・「ですます調」とする。(ただし、「ですます」調が法律にあっていないか疑問である、という指摘に配慮する。)

- 主語をどうするか
- ・前文の主語をどうするか。「川口市は」や「川口市民は」になる可能性がある。
- ・原則として主語を入れるということによいのではないか。

結論

・原則主語を入れることとする。

(5 素案をどの程度のものとするか)

・項目だけとすることや条例に近い文章まで作ったものを素案とすることを検討したい。

・第2検討部会の報告内容は項目的なものと文章的なものがあるので、もう少し肉付けをする必要がある。

・素案の段階では、条文の原案ができているということだ。

・「望ましいのではないか」等の表現をやめ、より明確な表現とする必要がある。

・「議論未了」となった部分についてどうするか。全体で検討するチャンスはないので、ここで議論するか取り下げるかしなければならない。編集委員の2名ではなくしてしまったほうが良いとの判断をした。(ただし、一部議論未了がそのまま残っている。)

・編集委員会では文章を書くことはできない。それは検討部会で行うべきだ。編集委員会には時間的な制限がある。

・第2検討部会は基本理念に何も入っていない。

・編集委員では項目だけで渡されて、文章化するのは難しい。

・例示した第5部会の文章が良いのであれば、そのような形で各部会が考える文章をまとめてきていただくのがよいのではないか。

結論

・完全な条文にする必要はないが、条文に近い形とする。資料3(運営調整部会資料6)にある20ページ全てを条文に近いものとするとはせず、まず最初に除いたり、統合したりして、残ったものを文章化することとする。

(6 素案作成にあたっての専門家や市の法制担当の位置づけ)

- ・制限を設けてから専門家が入るなら良いが、始めの段階から専門家が入ることには反対である。
- ・時間が無い中で手戻りが無いようにするために専門家が必要である。
- ・アドバイスを受けるという形。条文に対して助言を受ける形か。
- ・「ですます」調で決まるかはどうなのか。運営調整部会では、どう意思決定するのか。
- ・運営調整部会は多数決によってではなく、部会長が示した全体の流れの中で、決めている。
- ・次回の運営調整部会の前に、編集委員会があるが、語尾については紛糾するのではないか。
- ・編集委員会の鈴木委員長が先に決めてほしいという形であれば、立石委員長と協議するだろう。
- ・早めに事務局で5部会の意見を集めて、差異がある場合には調整する必要があるだろう。

結論

- ・アドバイザーとして参加していただく。既存の条例との齟齬がある場合には、自治基本条例の性格上、既存条例の問題を整理してもらい既存条例を修正する形とする。

< 広報・PI チームからの宿題の検討 >

(広報かわぐちに載せたいこと)

結論

- ・「自治基本条例ができると何が変わるの？」はまだ掲載できる段階ではないだろう。
- ・「なぜ自治基本条例を策定するの？」と「他の自治体の状況は知りたい。」が良いのではないか。

(要望)

- ・委員全員に広報マンになっていただいて、発行される資料の配布にご協力いただきたい。

(要望に対する質疑)

- ・連絡先記載等、説明を円滑に行うための措置が入るのか。
問い合わせは総合政策課までとする。

(対話集会の回数について)

- ・ 47名が3班に分かれるというのは抵抗が大きかった。
- ・ 素案の段階で説明をする意義は何か。
- ・ 意見を聞くとのことだが、取り入れるのか。
- ・ 「意見としてお受けします」としか言うことはできない。
- ・ 実際に行うにあたっては煮詰める必要がある。
- ・ 時期尚早だと思う。
- ・ 31公民館で行うことが、川口はこのような過程を経てきたという意味があるだろう。ただし、効率性から言うと、18くらいかと思っている。
- ・ P Iの開催日程の周知等を考えると31は難しい。
- ・ 来週の町会長会議でお知らせしなければならないと難しい。
- ・ 本来は5部会長がそろっていなければならない。
- ・ そうなるとフォーラム一回ということになる。5部会長が集まって対応することができる。
- ・ フォーラムは町会の集まりでもある。1町会につき最低何名かは来てもらわなければならない。

結論

- ・ 結論：町会の協力や回覧板等で素案を全市民に事前に見せるとともにフォーラムの開催通知を行う。その後フォーラムを1～2回開催する（昼と夜等バランスを考えて開催。部会長が出席。）。フォーラム開催以後は文書等で意見募集することとする。

<次回以降の検討内容>

- ・ 編集委員会からの宿題のうち以下の項目を検討する。
 - 「1 (仮称)川口市自治基本条例の名称と理念について」
 - 「2 仮置きした大・中・小項目(編、章、節)の名称、順序、体系、数量等について」
 - 「3-1 部会として(比較表を)統一したものにまとめること」
 - 「資料3備考記載事項の検討」
 - 「資料3内の「議論未了」の取扱いの検討」

・ 次回(6月9日)までに委員の皆様をお願いしたい事項(宿題)

- ・ 資料3にある、第2検討部会の報告内容の絞込み、文章化作業
 - 各委員は、自分が絞り込み作業を行いたい大項目(第2検討部会の提案内容が入っているもの)を事務局まで連絡する。
 - 選択した大項目に「資料3備考記載の検討事項」や「議論未了」があった場合は、委員が各自の考えで取舍選択や回答を行う。
 - なお、絞り込んだ後の文章については、以下の再掲に示した形式とす

	<p>る。</p> <p>- 作成した案を6月9日の正午までに事務局に提出する。</p>
次回以降日程	<p>第20回検討部会 6月9日(月)18時00分~20時00分</p> <p>第21回検討部会 6月16日(月)18時00分~20時00分</p> <p>川口市職員会館3階 会議室</p>